

公益社団法人 日本コンクリート工学会
コンクリート基本技術調査委員会規程

令和 5年12月25日 制定

(目的)

第1条 この規程は、コンクリート基本技術調査委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

2 委員会に、必要に応じて分科会を設けることができる。分科会は、原則として委員会の委員で構成するが、必要に応じて分科会のみに参加する委員（以下「分科会委員」という。）を招聘することができる。分科会委員は、委員長が指名する。

3 分科会に、必要に応じて技能工経験者などの協力委員若干名を置くことができる。協力委員は、委員長が指名し、調査活動に協力するが、原則として報告書等の執筆への貢献は求められない。

4 委員会に、必要に応じて委員以外の顧問若干名を置くことができる。顧問は、コンクリートの製造から施工に係る技術に深い知見を有する者とし、委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。また、必要に応じて幹事若干名を置くことができる。

2 委員長は、会長が指名する。

3 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は2年とし、2期4年までの重任を妨げない。

2 幹事、委員、分科会委員、協力委員及び顧問の任期は2年とし、重任を妨げない。

3 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、コンクリートの製造から施工に係る基本技術の適切な伝承を目的として、以下の活動を行う。

- (1) 基本技術についての定期的調査及び最新技術を考慮した見直し
- (2) 調査報告書、会誌、報告会、その他の各種媒体を用いた調査結果の発信
- (3) その他、コンクリート基本技術の伝承に資する活動

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、技術委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。